

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 山口県公安委員会 第175号 |
| | 自動車運転代行業者 の名称又は記号 | 代行運転ニュー六三四 |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 宇部市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和3年6月21日 |
| 処 分 内 容 | | 営業停止(停止期間 令和3年6月23日から 令和3年8月21日まで)の60日間) |
| 処 分 理 由 | | 累積点数 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号 |
| 処分を行った公安委員会 | | 山口県公安委員会 |